

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 松尾 有嗣

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)
地域名 (地域内農業集落名)	平戸中部④ (宝亀第1・宝亀第2・宝亀第3・宝亀第4・田崎・神鳥・木場)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月10日(第1回) 令和6年10月24日(第2回) 令和8年3月9日(第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、基盤整備地と中山間地が混在しており、主に水稻・飼料作物(牧草)が耕作され、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織を中心とした営農が展開されている。しかし、農業者の高齢化や後継者不足により法面や農道、水路の清掃・管理が負担となっており、溜池・河川などが僅少であるため水の確保が困難など耕作条件等にも差がある。
また、米の価格不安定や資材高騰の影響により農業所得が低いこと、基盤整備地及び中山間地域等直接支払交付金事業の協定農用地以外は耕作放棄地となる懸念があり、有害鳥獣対策は講じているがイノシシによる被害は拡大しており、耕作意欲低下の一因となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備地及び中山間地域等直接支払交付金事業の協定農用地は、耕作を続けてながら農地を守っていくが、耕作条件の悪いところは保全管理で精一杯であり、今後は畜産農家を中心とした担い手への集積をどのように進めていくかを地域全体で協議していくことが重要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	123.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	109.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、地域内の担い手のほか入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進し、集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
基盤整備地を中心に農地中間管理機構の活用を図り、その後、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織での活用を検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
既にある基盤整備地を、水稻や飼料作物の耕作により維持し、農道や水路等の維持管理に取り組む。中山間地においては、地域内で必要性を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地区からの入り作については抵抗もあまりなく、地域内外から多様な経営体の受け入れを検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の委託について、ドローン等による農薬散布は中山間直払等も活用して実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシなどによる鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置・維持管理を行う。
- ③ドローン等を活用した除草剤・農薬散布など、農作業の省力化を行う。
- ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。